

西東京市

子ども条例

を紹介します！

次のページから、
子ども条例に書かれている
内容をさらに詳しく
紹介していくよ！



「いこいな」
©シンエイ／西東京市

西東京市では、今と未来を生きるすべての子どもが健やかに育つ環境を整えるために、その理念を共有し、仕組みを整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的として、「西東京市子ども条例」をつくりました。

子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。

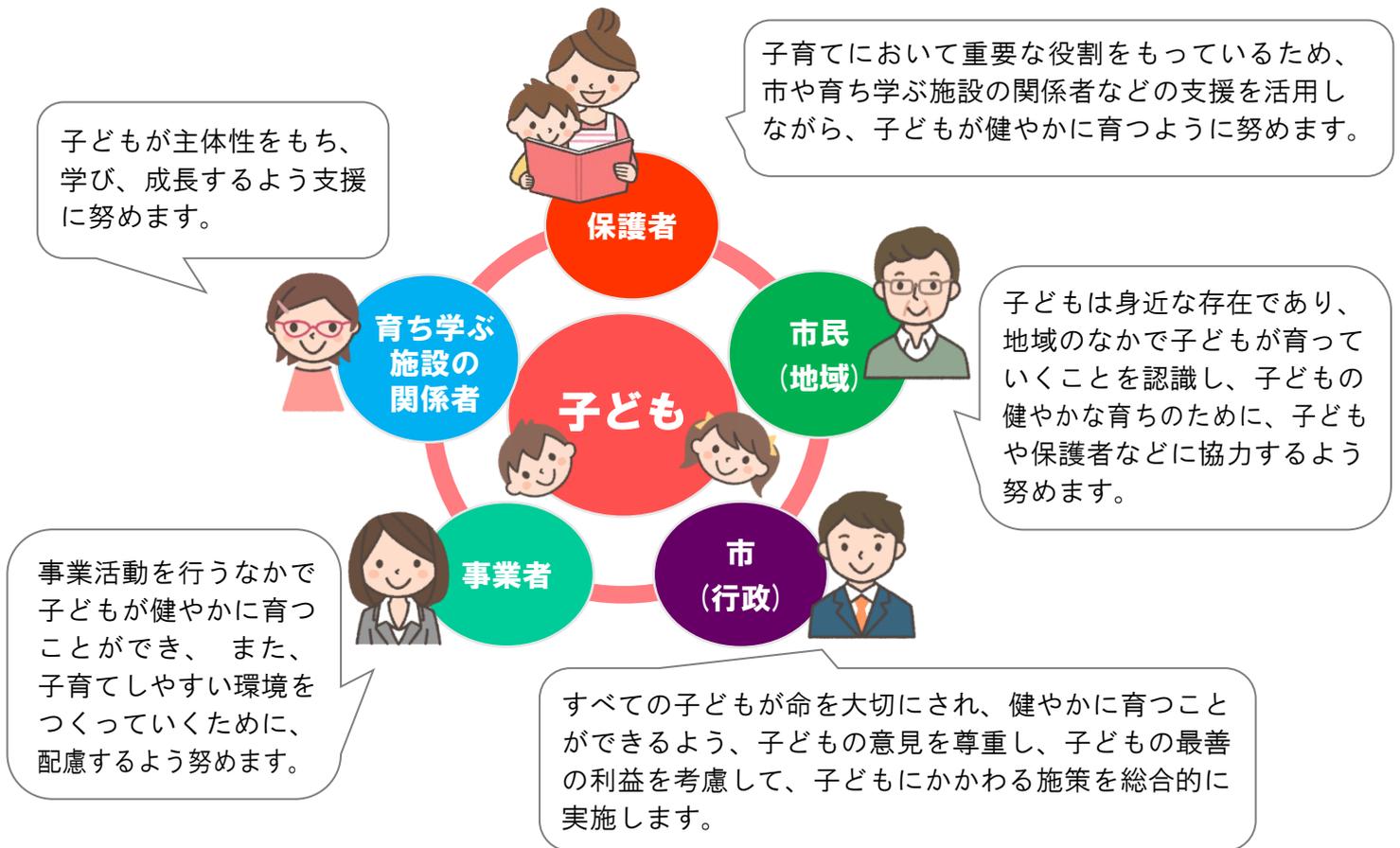
子ども条例には、子どもの育ちを支える人たちの役割や、その人たちへの支援、子どものために特に進めていきたい取組、子どもの悩み事・困り事を相談できる仕組みをつくることなどが示されています。

子どもにやさしいまち
西東京市

子どもの育ちを支える人たちの役割

子ども^{※1}の育ちを支えるため、市・保護者・市民・育ち学ぶ施設^{※2}の関係者・事業者はそれぞれ努めるべき役割を持っています。それぞれの役割が果たせるように連携・協働していきましょう。

また、保護者・育ち学ぶ施設の関係者・市民が、家庭、育ち学ぶ施設・地域でそれぞれの役割が果たせるよう、お互いに支援したり、支援を受けたりすることができます。（子ども条例 第1章、第2章）



※1 市内に在住、在勤、在学その他市内で活動する18歳未満の全ての人。ただし、高等学校などに在籍している18歳・19歳の人も「子ども」に含む。

※2 保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、児童養護施設、児童館・センター、学童クラブなどのこと。

子どもにやさしいまち西東京市を目指して

条例では、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしいまち西東京市をつくっていくことを示しています。そのために市では、主に7つの取組を進めていきます。（子ども条例 第3章）

- ❖ 虐待を防ぎます。
- ❖ いじめなどの子どもの権利を侵害する問題に対応します。
- ❖ 子どもの貧困を防ぎます。
- ❖ 心とからだの健康と安全な環境をつくります。
- ❖ 子どもが安心して遊んだり、学んだり、活動したりして過ごせる居場所づくりをします。
- ❖ 社会の一員である子どもの考えや意見を大切にします。
- ❖ 子どもの権利について広め、みんながお互いを大切にできるようにします。



子どもの相談を受けて救済する仕組みづくり

いじめ、虐待など子どもの権利侵害について、相談を受け、救済につなげるために「西東京市子どもの権利擁護委員」（愛称：CPT）を設置し、その窓口として「子ども相談室 ほっとルーム」を開設しました。

子どもの権利擁護委員（CPT）は、いじめなどの権利侵害から子どもを守るみんなの味方です。子どもの気持ちを一番に考えて、子どもに寄り添いながら相談を受け、調整したり要請したりすることを通じ、問題の解決に向けて活動します。子どもの考え、思い、意見を大切にしながら、一番良い解決ができるように支援します。（子ども条例 第4章）

どこで起きたことでも！

学校でも、家でも、遊び場などでも

どんなことでも！

- ☆ 友達のこと
- ☆ 学校のこと
- ☆ 勉強のこと
- ☆ 家族のこと



何についてでも！

- ☆ つらいこと、苦しいこと、こまったこと
- ☆ いじめられていること
- ☆ 大切にしてもらえないこと
- ☆ どうしたらいいかわからないこと



子どものことなら、なんでも！

自分はもちろん、友達や近所の子のことでも



ほっとルームへ相談してください

あなたの話をじっくり聞きます。あなたの気持ちを一番大切にします。

一緒に考えます



一緒に調べます



意見を伝えることもできます



一緒に考えたことを、関係する人に話を聞いて調べます。気持ちを代わりに伝えることができます。こうなればもっとよくなるなど、意見を言うことができます。



安心した。どうすればいいかわかった。もう大丈夫！

相談して少しでもホッとできましたか。困ったことがあれば、また相談してください。

子ども相談室 ほっとルーム

フリーダイヤル クイック なやみなし
相談電話：0120-9109-77

メール相談は⇒

受付時間：平日は 午後2時～午後8時、 土曜日は 午前10時～午後4時

（日曜日、祝日、年末年始はお休みです。）



子ども施策の推進と検証

子ども条例の取組が進められるように推進計画をつくることを条例に定めています。

また、計画の実施状況を検証し、子ども条例をより効果的に推進することを規定しています。

（子ども条例 第5章）



子どもの権利条約 と 子ども条例

子ども条例は、世界の約束事である子どもの権利条約やその条約を理念とした児童福祉法などを踏まえてつくられています。

子どもの権利条約は、1989年に国際連合で決められ、子どもの権利の基本が定められています。日本では1994年に批准し、条約を守り、実現することを約束しています。2019年2月現在で196か国が条約を締約しています。

子どもの権利とは、子どもが生まれたときから当たり前持っているもので、一人ひとりの子どもが人間として生きていくための要求や意思のことです。例えば、おなかがいっぱいならご飯を食べる、お母さんやお父さんに叩かれないで安心して暮らせる、必要な教育を何の心配もなく受けることができる、自由に意見が言えるなど。おとなにも権利があるように、子どもにも同じように権利があります。

子どもにとって一番良いことを考えながら、まち全体で子どもの育ちを見守り、支えていく西東京市を目指していきましょう。

<参考 Web サイト>

➤ 外務省 「児童の権利条約（児童の権利に関する条約）」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>

おわりに

子ども条例には、西東京市で暮らすすべての子どもが、心もからだも健やかに育つことができるように、子どもの意見を大切にすること、子どもをめぐる課題に取り組んでいくことなどにより、子どもにやさしいまちにしていこうという思いが込められています。

子どもの健やかな育ちを支えていくためには、行政だけでなく市民のみなさんをはじめ関係者のみなさんの協力・連携が大切です。みんなで協力し合って子どもにやさしいまち西東京市にしていきましょう！



「子ども条例」の全文は
こちらから読むことができます。
※市ホームページです。



または Web で

西東京市 子ども条例 を 検索



令和2年3月改訂

西東京市 子育て支援部 子育て支援課

〒202-0005 西東京市住吉町 6-15-6 住吉会館ルピナス 2階

電話：042-439-6645（子ども相談係）

西東京市ホームページ：<http://www.city.nishitokyo.lg.jp>

